

## 1974 年採択の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約、2002 年議定書が発効

1974 年の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約（2002 年議定書により改訂）（以下「アテネ条約」）ならびに条約実施のための戦争リスクに関する 2006 年 IMO 留保及びガイドラインについてお知らせいたします。

アテネ条約は 2014 年 4 月 23 日に 17 カ国<sup>1</sup>で発効する予定です。

### 保険および証明書の要件

アテネ条約第 4 条 bis は、国際運送を行う旅客船の運送人とその履行運送人<sup>2</sup>がアテネ条約の締約国に登録されているか、締約国に入出港する場合、アテネ条約の要件を遵守した保険を維持する必要があることを定めています。またこれらの運送人は、かかる保険が有効である旨を証するアテネ条約の締約国による証明書を取得する必要もあります。(A)

2012 年 12 月 31 日以降に、EU/EEA 加盟国に登録しているか、これらの加盟国に寄港する客船を運航する運送人と履行運送人は、アテネ条約をモデルとする海上旅客輸送人の責任（以下「PLR」）に関する EU 規則 392/2009 の法的要件を遵守するために、戦争リスクおよび非戦争リスクの付保証明（「ブルーカード」）ならびに EU/EEA 加盟国が発行する証明書を取得してはなりません。(B)

国際 P&I グループは、EU/EEA 加盟国のおよび EU/EEA 以外の締約国の港やターミナルに入る際に、締約国が EU/EEA 加盟国の発行する証明書<sup>3</sup>をアテネ条約の第 4 条 bis に基づき要求される保険の証明書<sup>4</sup>として認めるか否かについて確認するために、国際海事機関（International Maritime Organization [IMO]）、EU 加盟国、欧州委員会、条約締約国（すなわち、発効前にアテネ条約に加盟した諸国）の関係者と密接な話し合いを行ってきました。

その目的は、旅客船の運送人が 2 通の証明書（1 通はアテネ条約を遵守するための証明書<sup>5</sup>、もう 1 通は PLR の要件を満たすための証明書<sup>6</sup>）を取得するために重複したブルーカードを取得しなくてはならない状況を回避することでした。多くの締約国が、1 通の証明書でアテネ条約と PLR の両要件を満たすことを受け入れる姿勢を見せていますが、現在、この立場の最終的な確認を行っています。さらなる情報は入手次第お知らせいたします。EU/EEA 以外の締約国に寄港する場合、または旗国や寄港国が運送人もしくは履行運送人に二重証明書の要件を課している場合には、速やかに当クラブまでご連絡ください。

ご質問がございましたら、Gard AS の Kjetil Eivindstad (Email : [kjetil.eivindstad@gard.no](mailto:kjetil.eivindstad@gard.no)) Gard AS の Knut Goderstad (Email : [knut.goderstad@gard.no](mailto:knut.goderstad@gard.no)) またはガードジャパン株式会社 (Email : [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) 宛てにご連絡ください。

<sup>1</sup> アルバニア、ベルギー、ベリーズ、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、ギリシャ、ラトビア、マルタ、オランダ、ノルウェー、パラオ、パナマ、セントキッツ・ネイビス連邦、セルビア、シリアアラブ共和国、英国

<sup>2</sup> 運送人(Carrier)は、運送契約の当事者であり、履行運送人(Performing carrier)は、船主・用船者・運航者など運送人以外の者で実際に全部または一部の運送を行う者とされています。それぞれの定義の詳細についてはこちらから[条約文言](#)をご参照ください。

<sup>3</sup> (B)のこと

<sup>4</sup> (A)のこと

<sup>5</sup> (A)のこと

<sup>6</sup> (B)のこと

国際グループの他のクラブも同様の内容のサーキュラーを発行しています。

敬具

GARD AS

A handwritten signature in blue ink that reads "Rolf Thore Roppestad". The signature is written in a cursive, flowing style.

Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。